

## あま市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等を撤去しようとする者に対するあま市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造若しくはコンクリートブロック、れんが、石材等を用いた組積造の塀又は門柱で、道路又は地面からの高さが1メートル以上のものをいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等を取り壊すことをいう。
- (4) 一団の土地 同一の利用に供されている一団の土地をいう。

(補助対象のブロック塀等)

第3条 補助の対象となるブロック塀等は、市内に存する物のうち、道路又は公共施設の敷地との境界から2.2メートル以内に設置されたものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ブロック塀等を所有している者
- (2) 前号と同等の権利を有する者
- (3) ブロック塀等を所有していないが、当該ブロック塀等を備える家屋に居住し、撤去することの同意を所有者から得た者
- (4) その他ブロック塀等の撤去が適当と市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 撤去しようとするブロック塀等の存する一団の土地において、補助金の交付を受けたことがある者

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要した経費又は撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2

分の1の額とし、10万円を限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、撤去工事に着手する前に、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 撤去場所の位置図

(2) 撤去するブロック塀等の写真

(3) 撤去工事の内容を表した図面等(施工業者が記名及び押印したものに限る。)

(4) 撤去工事費の見積書(施工業者が記名及び押印したものに限る。)

(5) 市税の未納税額のないことを証明する書類

(6) 申請者がブロック塀等の所有者でない場合、当該所有者による同意書(様式第2号)

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定した者に対してはブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付を決定した者に対してはブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は当該補助金の交付の申請内容を変更し、又は当該補助金の交付決定に係る撤去工事(以下「補助事業」という。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工の確認)

第9条 市長は、補助事業が適正に執行されるよう、撤去工事の現場において施工の状況を確認することができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から1月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、ブロック塀等撤去費補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事費の領収書の写し（施工業者が記名及び押印したものに限る。）
- (2) ブロック塀等が撤去されたことが確認できる工事完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の確定通知書を受領後、ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。